



平成 21 年 10 月 23 日

各 位

会 社 名 日本紙パルプ商事株式会社
代表者名 代表取締役社長 松谷 克
(コード番号 8032 東証第 1 部)
問合せ先 管理本部副本部長
勝田 千尋
(TEL. 03-3270-1311)

連結子会社の吸収合併(簡易合併・略式合併)に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 10 月 23 日開催の取締役会において、平成 22 年 4 月 1 日を効力発生日(予定)として、当社 99.95%出資の連結子会社である J P 総合開発株式会社(以下「J P 総合開発」)を吸収合併することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。なお、本合併は、連結子会社を対象とする簡易吸収合併であるため、開示事項・内容を一部省略して開示しております。

記

1. 合併の目的

J P 総合開発は当社の連結子会社であり、東京都中央区勝どきにおいて自社所有ビルの賃貸事業を行っておりますが、グループの不動産事業の経営資源の集中と効率化の観点から、同社を吸収合併することといたしました。

2. 合併の要旨

(1) 合併の日程

| | |
|----------|---------------------|
| 合併決議取締役会 | 平成 21 年 10 月 23 日 |
| 合併契約締結 | 平成 21 年 10 月 23 日 |
| 合併効力発生日 | 平成 22 年 4 月 1 日(予定) |

(注) 本合併は、当社におきましては会社法第 796 条第 3 項に定める簡易合併であり、J P 総合開発におきましては、同法第 784 条第 1 項に定める略式合併であるため、当社および J P 総合開発において合併契約に関する株主総会の承認を得ることなく行うものであります。

(2) 合併方式

当社を存続会社とする吸収合併方式で、J P 総合開発は解散いたします。

(3) 合併に係る割当ての内容

①株式の割当比率

当社は、合併効力発生日の前日の最終の J P 総合開発の株主名簿に記載または記録された株主に対して、その所有する J P 総合開発の普通株式 1 株に対して、当社の普通株式 8 株を交付いたします。ただし、J P 総合開発の発行済株式 2,400,000 株のうち、当社が所有

する J P 総合開発の普通株式 2,398,688 株については、合併に係る割当交付は行いません。

②合併により発行する新株式数

当社以外の J P 総合開発の株主に交付する当社株式 10,496 株 (1,312 株×8) については、
当社の自己株式をもって割当てることとし、新株式の発行は行いません。

(4) 合併に係る割当て内容の算定の考え方

J P 総合開発の株式価値の算定に当たっては、第三者機関が行った DCF 法および同社株式
の直近の取引事例を基に総合的に判断いたしました。

(5) 消滅会社の新株予約権および新株予約権付社債に関する取扱い

J P 総合開発は、新株予約権および新株予約権付社債を発行しておりません。

3. 合併の当事会社の概要(平成 21 年 3 月 31 日現在)

| | | |
|-----------------|---|------------------------|
| (1) 商号 | 日本紙パルプ商事株式会社 (存続会社) | J P 総合開発株式会社 (消滅会社) |
| (2) 事業内容 | 紙パルプ等卸売事業 不動産賃貸およびその他の事業 | 不動産賃貸およびその他の事業 |
| (3) 設立年月日 | 大正5年12月15日 | 明治40年2月28日 |
| (4) 本店所在地 | 東京都中央区日本橋本石町4丁目6番11号 | 東京都中央区勝どき3丁目12番1号 |
| (5) 代表者の役職・氏名 | 代表取締役社長 松谷 克 | 代表取締役社長 関口幸雄 |
| (6) 資本金 | 16,506百万円 | 123百万円 |
| (7) 発行済株式数 | 149,421,642株 | 2,400,000株 |
| (8) 総資産 | 202,940百万円 | 18,512百万円 |
| (9) 純資産 | 55,532百万円 | 1,702百万円 |
| (10) 決算期 | 3月31日 | 3月31日 |
| (11) 大株主および持株比率 | 王子製紙株式会社 10.9% みずほ信託退職給付信託日本製紙口 再信託受託者資産管理サービス信託 9.3% 株式会社みずほ銀行 4.6% | 日本紙パルプ商事株式会社 99.95% |

4. 合併後の状況および今後の見通し

合併後における当社の商号、事業内容、本店所在地、代表者、資本金、決算期につきましては、変更ありません。また、会計処理の概要としては、平成 22 年 4 月 1 日以後実施される企業結合から適用される改正後の「企業結合に関する会計基準」に基づき、共通支配下の取引等として会計処理を行います。なお、合併が連結業績に与える影響は軽微です。

以上